

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017 沿革 平成 26 年 9 月 24 日 一部改正 （以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00017 沿革 （略） （以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
（付保対象等） 第 1 条 甲は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第 1 に掲げる契約（以下「<u>対象契約</u>」という。）について、締結後、原則として<u>対象契約</u>の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された<u>対象契約</u>について、甲の受ける損失をこの特約書の各条項及び貿易一般保険約款（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）の定めるところに従ってん補する責めに任ずる。	（付保対象等） 第 1 条 甲は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第 1 に掲げる<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（以下「<u>輸出契約等</u>」という。）について、<u>それぞれ締結後</u>、原則として<u>輸出契約</u>の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された<u>輸出契約等</u>について、甲の受ける損失をこの特約書の各条項及び貿易一般保険約款（以下「約款」という。）の定めるところに従ってん補する責めに任ずる。	
2 前項に規定する<u>対象契約</u>に該当しないものについては、仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。	2 前項に規定する<u>輸出契約等</u>に該当しないものについては、仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。	
（<u>対象契約の相手方の登録</u>） 第 2 条 甲は、前条の<u>対象契約</u>の相手方（<u>対象契約の締結の相手方</u>と当該<u>対象契約</u>に係る代金又は<u>技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供</u>の対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人。以下次項において同じ。）について貿易一般保険包括保険（企業総合）<u>手続細則</u>（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00027。以下「<u>手続細則</u>」という。）に従い登録しなければならない。	（<u>輸出契約等の相手方の登録</u>） 第 2 条 甲は、前条の<u>輸出契約等</u>の相手方（<u>輸出契約等の締結の相手方</u>と当該<u>輸出契約等</u>に係る代金又は対価（以下「代金等」という。）の支払人が異なる場合には、当該相手方及び当該支払人。以下次項において同じ。）について貿易一般保険包括保険（企業総合）<u>手続細則</u>（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00027。以下「<u>手続細則</u>」という。）に従い登録しなければならない。	
2 甲は、前項の規定により登録された<u>対象契約</u>の相手方との取引が今後見込まれないときは、この特約書の更新時に限り、当該相手方に係る同項の登録を削除することができる。	2 甲は、前項の規定により登録された<u>輸出契約等</u>の相手方との取引が今後見込まれないときは、この特約書の更新時に限り、当該相手方に係る同項の登録を削除することができる。	

新	旧	備考
3 日本貿易保険は、第1項の規定により登録された<u>対象契約</u>の相手方について甲の貿易保険の利用実績が2年間なく、かつ、保険責任残高がないときは、この特約書の更新時に限り、当該登録を削除できるものとする。	3 日本貿易保険は、第1項の規定により登録された<u>輸出契約等</u>の相手方について甲の貿易保険の利用実績が2年間なく、かつ、保険責任残高がないときは、この特約書の更新時に限り、当該登録を削除できるものとする。	
(てん補範囲等) 第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた<u>対象契約</u>については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る<u>対象契約</u>に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる<u>対象契約</u>については、保険契約の締結を制限することができる。	(てん補範囲等) 第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた<u>輸出契約等</u>については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る<u>輸出契約等</u>に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる<u>輸出契約等</u>については、保険契約の締結を制限することができる。	
2 日本貿易保険は、<u>対象契約</u>の相手方（<u>対象契約</u>の締結の相手方と当該<u>対象契約</u>に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び第4項において同じ。）が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 <u>対象契約</u>の相手方が、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格又はG E格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00073。以下「引受基準」という。）別紙3政府開発援助契約等（以下「政府開発援助契約等」という。）のうち1.（1）及び2.に該当するもの（決済方法のいかんを問わない。以下「円借款等」という。）に係る<u>対象契約</u>であって、当該<u>対象契約</u>の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分B以外に格付けされている場合を除く。） 二 <u>対象契約</u>の相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上名簿	2 日本貿易保険は、<u>輸出契約等</u>の相手方（<u>輸出契約等</u>の締結の相手方と当該<u>輸出契約等</u>に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び第4項において同じ。）が第1号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 <u>輸出契約等</u>の相手方が、保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格又はG E格以外に格付けされている場合（貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（01 - 制度 - 00073）別紙3政府開発援助契約等（以下、「政府開発援助契約等」という。）のうち1.（1）及び2.に該当するもの（決済方法のいかんを問わない。以下、「円借款等」という。）に係る<u>輸出契約等</u>であって、当該<u>輸出契約等</u>の相手方が、保険契約の申込時において事故管理区分B以外に格付けされている場合を除く。） 二 <u>輸出契約等</u>の相手方が、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00063）第1条に規定する海外商社名簿（以下「名簿」という。）上名簿区分P	

新	旧	備考
区分P又は事故管理区分Rの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 イ 取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下同じ。）において、当該ILC取得後 ロ 円借款等（借款等であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下同じ。）により代金等が決済される場合において、当該円借款等の契約締結後	又は事故管理区分Rの場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 イ 取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。）により代金等が決済される場合（ILCの発行銀行又は確認銀行が保険契約の申込時において名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされている場合に限る。以下同じ。）において、当該ILC取得後 ロ 円借款等（借款であって政府開発援助契約等に該当するものを含む。以下同じ。）により代金等が決済される場合において、当該円借款等の契約締結後	
3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、ILCにより代金等が決済される場合であって当該ILC取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。 一 <u>対象契約</u>が保険契約の申込時において附帯別表第3に掲げる<u>対象契約</u>に該当する場合 二 <u>対象契約</u>の相手方（<u>対象契約</u>の締結の相手方と当該<u>対象契約</u>に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第5条及び第11条において同じ。）が保険契約の申込時において名簿上EC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合 三 <u>対象契約</u>の相手方が<u>対象契約</u>の内容変更（当該<u>対象契約</u>に係る代金等が増加した場合に限る。）に係る通知時において名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格又はSA格以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該<u>対象契約</u>の代金等に係る損失については	3 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、ILCにより代金等が決済される場合であって当該ILC取得後、又は円借款等により代金等が決済される場合であって当該円借款等の契約締結後に該当する場合を除く。 一 <u>輸出契約等</u>が保険契約の申込時において附帯別表第3に掲げる<u>輸出契約等</u>に該当する場合 二 <u>輸出契約等</u>の相手方（<u>輸出契約等</u>の締結の相手方と当該<u>輸出契約等</u>に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下この項、第5条及び第11条において同じ。）が保険契約の申込時において名簿上EC格に格付けされている場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合 三 <u>輸出契約等</u>の相手方が<u>輸出契約等</u>の内容変更（当該<u>輸出契約等</u>に係る代金等が増加した場合に限る。）に係る通知時において名簿上GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格又はSA格以外に格付けされている場合。ただし、保険契約の申込時における当該<u>輸出契約等</u>の代金等に係る損失につ	

新	旧	備考
てん補する責めに任ずる。 四 前各号にかかわらず、特約期間中に<u>対象契約</u>の相手方の名簿上の格付が変更となった場合の信用危険のてん補については、別に<u>貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034。以下「運用規程」という。）</u>で定めるとおりとする。	いてはてん補する責めに任ずる。 四 前各号にかかわらず、特約期間中に<u>輸出契約等</u>の相手方の名簿上の格付が変更となった場合の信用危険のてん補については、別に運用規程で定めるとおりとする。	
4 日本貿易保険は、第 1 項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、<u>対象契約</u>の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前 3 項の規定にかかわらず約款第 4 条第 12 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 甲の本店又は支店（甲が支店の場合、他の支店を含む。） 二 甲と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。） ロ 甲の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。） ハ 議決権の過半数を甲、甲の直接親会社又は甲の直接子会社のうちいずれか 2 者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。） ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 三 甲と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以	4 日本貿易保険は、第 1 項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、<u>輸出契約等</u>の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前 3 項の規定にかかわらず約款第 4 条第 12 号から第 14 号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一 甲の本店又は支店（甲が支店の場合、他の支店を含む。） 二 甲と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲の親会社又は子会社（「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権（以下「議決権」という。）の過半数を保有する法人をいう。「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。） ロ 甲の直接親会社の直接子会社（「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。） ハ 議決権の過半数を甲、甲の直接親会社又は甲の直接子会社のうちいずれか 2 者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。） ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 三 甲と特定の人的関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社 イ 甲が取締役等（「取締役等」とは、派遣先において代表権を有することとなる者、取締役の職に就く者若しくはその他経営の基本的方針の決定に参加することとなる者をいう。以	

新	旧	備考
下同じ。)を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は甲に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人 ロ 甲が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は甲に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社 ハ 甲の直接親会社が取締役等を派遣する法人、甲の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は甲の直接子会社が取締役等を派遣する法人 ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社	下同じ。)を派遣する法人若しくは当該法人が取締役等を派遣する法人又は甲に取締役等を派遣する法人若しくは当該法人に取締役等を派遣する法人 ロ 甲が取締役等を派遣する法人の直接子会社又は甲に取締役等を派遣する法人の直接親会社若しくは直接子会社 ハ 甲の直接親会社が取締役等を派遣する法人、甲の直接親会社に取締役等を派遣する法人又は甲の直接子会社が取締役等を派遣する法人 ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店 四 その他前各号に掲げるものと実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めた海外商社	
(保険価額及び保険金額) 第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>対象契約</u>に基づく<u>輸出貨物及び仲介貿易貨物</u>（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物<u>及び</u>仲介貿易貨物）の額 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>対象契約</u>に基づく代金等（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額 三 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>対象契約</u>に基づく<u>輸出貨物及び仲介貿易貨物</u>（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物<u>及び</u>仲介貿易貨物）の額	(保険価額及び保険金額) 第4条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>輸出契約等</u>に基づく<u>輸出貨物又は仲介貿易貨物</u>（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物<u>又は</u>仲介貿易貨物）の額 二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>輸出契約等</u>に基づく代金等（二以上の時期に分割して代金等の決済を受けるべきときは、各時期において決済を受けるべき当該代金等の部分。）の額 三 約款第3条第3号のてん補危険に係る保険契約にあっては、<u>輸出契約等</u>に基づく<u>輸出貨物又は仲介貿易貨物</u>（二以上の時期に分割して輸出又は販売すべきときは、各時期において輸出又は販売すべき当該輸出貨物<u>又は</u>仲介貿易貨物）の額	
2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に100分の80を乗じて得た額とする。	2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に100分の80を乗じて得た額とする。	
3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる率 イ 地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、	3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 約款第4条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる率 イ 地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、	

新	旧	備考
ては 100 分の 100 ロ イ以外の場合にあっては 100 分の 97.5 二 約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由の場合には、100 分の 90	ては 100 分の 100 ロ イ以外の場合にあっては 100 分の 97.5 二 約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由の場合には、100 分の 90	
4 約款第 3 条第 3 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第 1 項第 3 号の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。	4 約款第 3 条第 3 号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第 1 項第 3 号の額に 100 分の 20 を乗じて得た額とする。	
(てん補責任額) 第 5 条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第 5 条及び第 6 条の規定に基づき算出した損失額から約款第 7 条第 1 項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。 イ 約款第 4 条第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当する事由の場合 100 分の 95 ロ 約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由の場合 100 分の 80 二 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に<u>保険証券記載の付保率</u>を乗じて得た額とする。ただし、約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の<u>対象契約</u>の相手方に係る甲が受ける損失については、運用規程に定めるてん補責任の限度額（以下「支払限度額」という。）を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。 三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定めるものであって、運用規程に定めるもの（支払限度額を設定したものを除く。）については、約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、同一の<u>対象契約</u>の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は 10 億円と	(てん補責任額) 第 5 条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第 5 条及び第 6 条の規定に基づき算出した損失額から約款第 7 条第 1 項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。 一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。 イ 約款第 4 条第 1 号から第 10 号までのいずれかに該当する事由の場合 100 分の 95 ロ 約款第 4 条第 11 号から第 13 号までのいずれかに該当する事由の場合 100 分の 80 二 約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に<u>保険金額の保険価額に対する割合</u>を乗じて得た額とする。ただし、約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の<u>輸出契約等</u>の相手方に係る甲が受ける損失については、<u>貿易一般保険運用規程（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00034。以下「運用規程」という。）</u>に定めるてん補責任の限度額（以下「支払限度額」という。）を当該相手方に設定したときは、当該支払限度額の範囲内とする。 三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定めるものであって、運用規程に定めるもの（支払限度額を設定したものを除く。）については、約款第 4 条第 12 号又は第 14 号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、同一の<u>輸出契約等</u>の相手方に係る甲が受ける損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は 10 億円と	

新	旧	備考
する。 イ <u>対象契約</u>の相手方が第2条第1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上E M格若しくはE F 格に格付けされている場合 ロ <u>対象契約</u>の相手方の格付が特約期間中において名簿上E E格、E A格、E M格又はE F 格以外のものからE M格又はE F 格に変更された場合 ハ <u>対象契約</u>の相手方の格付が特約期間中において名簿上G S格、G A格又はG E格のものからE C格又はS C格に変更された場合 四 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、I L Cにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。 五 約款第3条第3号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。	とする。 イ <u>輸出契約等</u>の相手方が第2条第1項の規定による登録時又はこの特約書の更新時において名簿上E M格若しくはE F 格に格付けされている場合 ロ <u>輸出契約等</u>の相手方の格付が特約期間中において名簿上E E格、E A格、E M格又はE F 格以外のものからE M格又はE F 格に変更された場合 ハ <u>輸出契約等</u>の相手方の格付が特約期間中において名簿上G S格、G A格又はG E格のものからE C格又はS C格に変更された場合 四 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、I L Cにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額とする。 五 約款第3条第3号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。	
（対象契約の内容の変更） 第6条 甲は、保険契約の締結がなされた<u>対象契約</u>に、<u>手続細則に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u> 2 <u>約款第22条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等後の対象契約が附帯別表第4第1号に該当する場合は、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならないものとし、当該承認を受けた対象契約については、前項に従うものとする。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、甲は、前項の</u>	（輸出契約等の内容の変更） 第6条 甲は、保険契約の締結がなされた<u>輸出契約等</u>に、<u>手続細則に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定に基づき、その旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る場合にあつては、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内かつ決済期限から1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならないものとする。</u> 2 <u>日本貿易保険は、当該重大な内容変更等後の輸出契約等が附帯別表第2に該当するときは、保険契約を解除することができる。</u>	

新	旧	備考
<u>規定に基づき、当該重大な内容変更等について書面で通知しなければならない。</u>		
3 <u>第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等後の対象契約が附帯別表第4第2号に該当する場合であって、保険契約の変更を希望するときは、甲は、約款第22条第3項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならない。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、この限りでない。</u>	3 <u>変更後の保険契約の制限は、当該重大な内容変更等があったときから効力を生じる。</u>	
(保険料の額) 第7条 甲の納付すべき保険料の額は、保険契約を締結した <u>対象契約</u> ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。	(保険料の額) 第7条 甲の納付すべき保険料の額は、保険契約を締結した <u>輸出契約等</u> ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04-制度-00034）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。	
(保険料の納付) 第8条 甲は、毎月1日から末日までの間に、保険契約が締結された <u>対象契約</u> 、内容の変更の <u>通知</u> がなされた <u>対象契約</u> 、代金等の全部又は一部について決済金額及び決済期限が確定した <u>対象契約</u> その他保険料を納付すべき義務の生じた <u>対象契約</u> に係る保険料の全額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。ただし、次条第1項に該当する場合はこの限りでない。	(保険料の納付) 第8条 甲は、毎月1日から末日までの間に、保険契約が締結された <u>輸出契約等</u> 、内容の変更の <u>承認</u> がなされた <u>輸出契約等</u> 、代金等の全部又は一部について決済金額及び決済期限が確定した <u>輸出契約等</u> その他保険料を納付すべき義務の生じた <u>輸出契約等</u> に係る保険料の全額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。ただし、次条第1項に該当する場合はこの限りでない。	
2 甲は、前項の規定により納付すべき保険料を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から甲の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。	2 甲は、前項の規定により納付すべき保険料を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から甲の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。	
3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、甲が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。	3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、甲が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。	
(保険料の返還等) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結	(保険料の返還等) 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結	

新	旧	備考
の時にさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険の申込前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、甲がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 <u>対象契約</u>に基づく<u>仲介貿易</u>貨物が、船積国の法令に基づいて承認を受けるべき場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（約款第4条各号のいずれかに該当する事由又は<u>対象契約</u>の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。）。	の時にさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険の申込前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除く。）が生じた場合において、甲がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 <u>仲介貿易契約</u>に基づく貨物が、船積国の法令に基づいて承認を受けるべき場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（約款第4条各号のいずれかに該当する事由又は<u>仲介貿易契約</u>の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。）。	
2 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算した保険料の額を超えるときは、その差額を返還する。	2 日本貿易保険が概算により徴収した保険料の額が精算した保険料の額を超えるときは、その差額を返還する。	
3 日本貿易保険は、前2項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補の責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、<u>対象契約に係る</u>代金等の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が100,000円未満（平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満）の場合には、保険料は返還しない。	3 日本貿易保険は、前2項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補の責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（保険契約者又は被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、<u>輸出契約等の貨物の</u>代金等の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が100,000円未満（平成16年9月30日以前に申込みがなされた案件については、30,000円未満）の場合には、保険料は返還しない。	
4 誤記の修正を申請したことに伴う保険料の追徴又は返還については、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円以上の場合には、当該差額を徴収し又は返還する。	4 誤記の修正を申請したことに伴う保険料の追徴又は返還については、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円以上の場合には、当該差額を徴収し又は返還する。	

新	旧	備考
5 日本貿易保険は、前各項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。	5 日本貿易保険は、前各項に該当する場合のほか、保険契約の無効、失効若しくは解除の場合又は日本貿易保険が損失をてん補する責めに任じなくなった場合においても保険料は返還しない。	
（対象契約及び保険契約に関する調査） 第 10 条 甲は、日本貿易保険が第 1 条の申込みに関する事項、その他<u>対象契約</u>に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	（輸出契約等及び保険契約に関する調査） 第 10 条 甲は、日本貿易保険が第 1 条の申込みに関する事項、その他<u>輸出契約等</u>に対する保険契約に関する事項について調査、報告又は資料の提出を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならない。	
2 日本貿易保険は、必要があると認めたときは、 <u>対象契約</u> に関する甲の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。	2 日本貿易保険は、必要があると認めたときは、 <u>輸出契約等</u> に関する甲の帳簿その他の関係書類を閲覧することができる。	
（保険金の支払及び回収） 第 11 条 第 5 条第 2 号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。 一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順（約款第 4 条第 12 号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順）に第 5 条第 2 号に規定する金額を上限として行うものとする。 二 前号の規定により計算される支払うべき保険金の額が、支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額（甲が回収した金額（延滞利息を除く。以下同じ。）がある場合であって、約款第 <u>35 条第 2 項</u>又は第 <u>4 項</u>の規定に基づき日本貿易保険に納付したときは、第 <u>36 条第 2 項</u>の規定に基づき、日本貿易保険が取得する<u>回収金</u>（以下「修正回収元本」という。）を加算した後の金額。以下「支払可能額」という。）を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。 三 一の特約期間中に支払限度額を増額したときは、支払限度額を増額する前に締結された保険契約についての保険金の支払は、支払限度額を増額する前に締結された保険契約について算出した支払可能額の範囲内とし、支払限度額を増額した後に締結された保険契約についての保険金の支払は、増額した後の支	（保険金の支払及び回収） 第 11 条 第 5 条第 2 号に規定する支払限度額に係る保険金の支払い及び回収については、次の各号の規定によるものとする。 一 保険金の支払いは、原則として保険金の支払請求に係る債権の決済期限が到来した順（約款第 4 条第 12 号に規定する事由による請求の場合には、予定されていた決済期限の順）に第 5 条第 2 号に規定する金額を上限として行うものとする。 二 前号の規定により計算される支払うべき保険金の額が、支払限度額から既に支払った保険金の額及び支払うこととした保険金の額の合計を控除した額（甲が回収した金額（延滞利息を除く。以下同じ。）がある場合であって、約款第 <u>34 条第 7 項</u>、第 <u>8 項</u>又は第 <u>10 項</u>の規定に基づき日本貿易保険に納付したときは、<u>当該回収した金額（外貨建てのときは、約款第 36 条第 2 項第 3 号に基づき邦貨に換算するものとする。）に損失額に対する支払保険金額の割合を乗じて得た額</u>（以下「修正回収元本」という。）を加算した後の金額。以下「支払可能額」という。）を超えることとなった場合には、支払可能額を限度として保険金を支払う。 三 一の特約期間中に支払限度額を増額したときは、支払限度額を増額する前に締結された保険契約についての保険金の支払は、支払限度額を増額する前に締結された保険契約について算出した支払可能額の範囲内とし、支払限度額を増額した後に締結された保険契約についての保険金の支払は、増額した後の支	

新	旧	備考
払可能額の範囲内とする。 ただし、支払い得る保険金の額は、増額した後の支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 <u>35 条第 2 項</u>又は第 <u>4 項</u>の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。 四 同一人を相手方とする複数の<u>対象契約</u>に係る保険契約であって、二以上の特約期間において締結された保険契約についての保険金の支払は、当該保険契約が締結された各々の特約期間における支払可能額の範囲内とする。 ただし、支払い得る保険金の額は、各々の特約期間における支払限度額のうち、いずれか大きい額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 <u>35 条第 2 項</u>又は第 <u>4 項</u>の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。 五 甲が、<u>対象契約</u>の相手方から債務の返済を受けた場合には、原則として<u>対象契約</u>の相手方に対して有する債権の決済期限の到来した順に回収されたものとみなす。	払可能額の範囲内とする。 ただし、支払い得る保険金の額は、増額した後の支払限度額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 <u>34 条第 7 項、第 8 項</u>又は第 <u>10 項</u>の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。 四 同一人を相手方とする複数の<u>輸出契約等</u>に係る保険契約であって、二以上の特約期間において締結された保険契約についての保険金の支払は、当該保険契約が締結された各々の特約期間における支払可能額の範囲内とする。 ただし、支払い得る保険金の額は、各々の特約期間における支払限度額のうち、いずれか大きい額（既に支払った保険金及び支払うこととした保険金がある場合には、当該保険金の合計額相当額を控除し、既に支払った保険金について甲が約款第 <u>34 条第 7 項、第 8 項</u>又は第 <u>10 項</u>の規定に基づき回収金を日本貿易保険に納付したときは、修正回収元本相当額を加算した額）を上限とする。 五 甲が、<u>輸出契約等</u>の相手方から債務の返済を受けた場合には、原則として<u>輸出契約等</u>の相手方に対して有する債権の決済期限の到来した順に回収されたものとみなす。	
2 甲は、約款第 19 条又は第 <u>35 条第 2 項</u>若しくは第 <u>4 項</u>に規定する通知を行った場合を除き、<u>対象契約</u>の相手方に対して有する債権について決済等が行われたときは、その旨を遅滞なく日本貿易保険に通知するものとする。	2 甲は、約款第 19 条又は第 <u>34 条第 7 項、第 8 項</u>若しくは第 <u>10 項</u>に規定する通知を行った場合を除き、<u>輸出契約等</u>の相手方に有する債権について決済等が行われたときは、その旨を遅滞なく日本貿易保険に通知するものとする。	
（保険金の返還等） 第 12 条 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって、第 1 条の申込み、第 6 条第 1 項若しくは第 <u>2 項</u>の通知又は第 8 条第 1 項の保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したときは、既に支払った保険金の全部若しくは一部に相当する金額を甲から返還させ、又は将来にわたってこの特約書を解除することができる。	（保険金の返還等） 第 12 条 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって、第 1 条の申込み、第 6 条第 1 項の通知又は第 8 条第 1 項の保険料の納付を遅滞し、又は脱漏したときは、既に支払った保険金の全部若しくは一部に相当する金額を甲から返還させ、又は将来にわたってこの特約書を解除することができる。	
2 甲が、故意又は過失によって第 1 条の申込み又は第 6 条第 1 項若しくは第 <u>2 項</u>の通知を著しく遅滞又は脱漏したとき（日本貿易	2 甲が、故意又は過失によって第 1 条の申込み又は第 6 条第 1 項の通知を著しく遅滞又は脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保	

新	旧	備考
保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。)は、当該案件に係る保険料は、第7条の規定に基づく保険料の2倍に相当する金額とする。	險事故の発生等により判明したものに限る。)は、当該案件に係る保険料は、第7条の規定に基づく保険料の2倍に相当する金額とする。	
3 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって第1条の申込み又は第6条第1項若しくは第2項の通知を著しく遅滞し、又は脱漏したときは、甲に係る保険契約について、期間を定めて第7条の規定に基づく保険料の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（1を超える数値に限る。）を乗じて得た金額を当該保険契約の保険料の金額とすることができる。	3 日本貿易保険は、甲が故意又は重大な過失によって第1条の申込み又は第6条第1項の通知を著しく遅滞し、又は脱漏したときは、甲に係る保険契約について、期間を定めて第7条の規定に基づく保険料の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（1を超える数値に限る。）を乗じて得た金額を当該保険契約の保険料の金額とすることができる。	
（保険の申込み） 第13条 甲は、第1条の保険の申込みをしようとするときは、貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書にそれぞれ追順番号を付して日本貿易保険に送付しなければならない。	（保険の申込み） 第13条 甲は、第1条の保険の申込みをしようとするときは、貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書にそれぞれ追順番号を付して日本貿易保険に送付しなければならない。	
（保険金の不払） 第14条 日本貿易保険は、保険契約が締結された対象契約について、保険契約者又は甲がこの特約書の条項に違反した場合、当該保険契約に係る保険金の全部又は一部を支払わないことができる。	（保険金の不払） 第14条 日本貿易保険は、保険契約が締結された輸出契約等について、保険契約者又は甲がこの特約書の条項に違反した場合、当該保険契約に係る保険金の全部又は一部を支払わないことができる。	
（特約書の更新） 第15条 第1条第1項に規定する特約期間の満了する日の1月前までに、甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1年間更新されたものとし、以後も同様とする。	（特約書の更新） 第15条 第1条第1項に規定する特約期間の満了する日の1月前までに、甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1年間更新されたものとし、以後も同様とする。	
（特約書の終了） 第16条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第1条第1項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。		
2 前項の規定による失効は、将来に向かってのみその効力を生ずる。		
（特約書又は約款の改正） 第17条 第1条に規定する期間中に貿易保険法（昭和25年法律第67号。）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保	（特約書又は約款の改正） 第16条 第1条に規定する期間中に貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）又はこれに基づく命令が改正された	

新	旧	備考
附帯別表第 1（第 1 条関係） 次の部門が扱う貨物（又は次の貨物）に係るもの（附帯別表第 1 の 2 に掲げる設備を含む。）であって部門ごとに設定した<u>次の契約</u> （表）……部門又は貨物の一覧表 （対象となる契約） <u>輸出契約を含む一の契約又は仲介貿易契約のみに該当する一の契約（附帯別表第 1 の 3 に掲げるものを除く。）のうち、引受基準に定める 2 年未満案件に該当する場合であって（金額）万円以上のもの（ただし、当該一の契約に技術提供契約が含まれる場合には、当該技術提供契約に係る代金等の額が当該一の契約に含まれる輸出契約に係る代金等の額を超えない場合に限るものとする。また、当該一の契約が輸出契約のみに該当する場合には、甲の海外支店等が締結した甲の輸出貨物の再販売契約を当該一の契約に含むものとする。）</u>。なお、当該一の契約に賃貸料が含まれる場合には、<u>当該賃貸料に係る部分を除いたものを当該一の契約とみなす。</u>	附帯別表第 1（第 1 条関係） 次の部門が扱う貨物（又は次の貨物）に係るもの（附帯別表第 1 の 2 に掲げる設備を含む。）であって部門ごとに設定した<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> （表）……部門又は貨物の一覧表 （対象となる<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>） 次に掲げる<u>輸出契約又は仲介貿易契約（附帯別表第 1 の 3 に掲げるものを除く。）のうち、貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00073）（以下「引受基準」という。）に適合する 2 年未満案件であって（金額）万円以上のもの。ただし、第 1 号又は第 2 号の契約であって、当該契約に賃貸料が含まれる場合には、当該賃貸料に係る部分を除いたものを当該契約とみなし、第 1 号の輸出契約（法第 2 条第 1 項に規定するものに限る。）</u>には、甲の海外支店等が締結した甲の輸出貨物の再販売契約（以下「再販売契約」という。）を含むものとする。 一 <u>輸出契約（法第 2 条第 1 項に規定する輸出契約及び法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により輸出契約とみなされるもの）</u> 二 <u>仲介貿易契約（法第 2 条第 12 項に規定する仲介貿易契約及び法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により仲介貿易契約とみなされるもの。ただし、当該契約に基づく技術等の提供の対価の額が輸出貨物の代金の額を超えるものを除く。）</u>	

新	旧	備考
附帯別表第1の2 設備（一つの機能を営むために配置され又は組み合わされた機械装置又は工作物の総合体をいう。） （設備表示コード） ※ 00010-0000 鉱工業生産設備・機器（仲介貨物を含む。） 00011-0000 鉱工業生産設備・現地調達貨物 00012-0000 鉱工業生産設備・技術提供 ※ 00020-0000 発電・変電又は送電設備・機器（仲介貨物を含む。） 00021-0000 発電・変電又は送電設備・機器（仲介貨物を含む。） 00022-0000 発電・変電又は送電設備・現地調達貨物 発電・変電又は送電設備・技術提供 ※ 00030-0000 ガス貯蔵又は供給設備・機器（仲介貨物を含む。） 00031-0000 ガス貯蔵又は供給設備・現地調達貨物 00032-0000 ガス貯蔵又は供給設備・技術提供 ※ 00040-0000 石油貯蔵又は送油設備・機器（仲介貨物を含む。） 00041-0000 石油貯蔵又は送油設備・現地調達貨物 00042-0000 石油貯蔵又は送油設備・技術提供 ※ 00050-0000 建設用機械設備・機器（仲介貨物を含む。） 00051-0000 建設用機械設備・現地調達貨物 00052-0000 建設用機械設備・技術提供 ※ 00060-0000 農業用機械設備・機器（仲介貨物を含む。） 00061-0000 農業用機械設備・現地調達貨物 00062-0000 農業用機械設備・技術提供 ※ 00070-0000 蒸気発生設備・機器（仲介貨物を含む。） 00071-0000 蒸気発生設備・現地調達貨物 00072-0000 蒸気発生設備・技術提供 ※ 00080-0000 通信用機械設備・機器（仲介貨物を含む。） 00081-0000 通信用機械設備・現地調達貨物 00082-0000 通信用機械設備・技術提供 ※ 00090-0000 電子応用設備・機器（仲介貨物を含む。） 00091-0000 電子応用設備・現地調達貨物	附帯別表第1の2 設備（一つの機能を営むために配置され又は組み合わされた機械装置又は工作物の総合体をいう。） （設備表示コード） ※ 00010-0000 鉱工業生産設備・機器（仲介貨物を含む。） 00011-0000 鉱工業生産設備・現地調達貨物 00012-0000 鉱工業生産設備・技術提供 ※ 00020-0000 発電・変電又は送電設備・機器（仲介貨物を含む。） 00021-0000 発電・変電又は送電設備・機器（仲介貨物を含む。） 00022-0000 発電・変電又は送電設備・現地調達貨物 発電・変電又は送電設備・技術提供 ※ 00030-0000 ガス貯蔵又は供給設備・機器（仲介貨物を含む。） 00031-0000 ガス貯蔵又は供給設備・現地調達貨物 00032-0000 ガス貯蔵又は供給設備・技術提供 ※ 00040-0000 石油貯蔵又は送油設備・機器（仲介貨物を含む。） 00041-0000 石油貯蔵又は送油設備・現地調達貨物 00042-0000 石油貯蔵又は送油設備・技術提供 ※ 00050-0000 建設用機械設備・機器（仲介貨物を含む。） 00051-0000 建設用機械設備・現地調達貨物 00052-0000 建設用機械設備・技術提供 ※ 00060-0000 農業用機械設備・機器（仲介貨物を含む。） 00061-0000 農業用機械設備・現地調達貨物 00062-0000 農業用機械設備・技術提供 ※ 00070-0000 蒸気発生設備・機器（仲介貨物を含む。） 00071-0000 蒸気発生設備・現地調達貨物 00072-0000 蒸気発生設備・技術提供 ※ 00080-0000 通信用機械設備・機器（仲介貨物を含む。） 00081-0000 通信用機械設備・現地調達貨物 00082-0000 通信用機械設備・技術提供 ※ 00090-0000 電子応用設備・機器（仲介貨物を含む。） 00091-0000 電子応用設備・現地調達貨物	

新		旧		備考
	00092-0000 電子応用設備・技術提供		00092-0000 電子応用設備・技術提供	
※	00100-0000 荷役設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00100-0000 荷役設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00101-0000 荷役設備・現地調達貨物		00101-0000 荷役設備・現地調達貨物	
	00102-0000 荷役設備・技術提供		00102-0000 荷役設備・技術提供	
※	00110-0000 輸送設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00110-0000 輸送設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00111-0000 輸送設備・現地調達貨物		00111-0000 輸送設備・現地調達貨物	
	00112-0000 輸送設備・技術提供		00112-0000 輸送設備・技術提供	
※	00120-0000 上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00120-0000 上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00121-0000 上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・現地調達貨物		00121-0000 上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・現地調達貨物	
	00122-0000 上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・技術提供		00122-0000 上下水道、工業用水及び産業用排水処理設備・技術提供	
※	00130-0000 試験・検査・研究設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00130-0000 試験・検査・研究設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00131-0000 試験・検査・研究設備・現地調達貨物		00131-0000 試験・検査・研究設備・現地調達貨物	
	00132-0000 試験・検査・研究設備・技術提供		00132-0000 試験・検査・研究設備・技術提供	
※	00140-0000 医療設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00140-0000 医療設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00141-0000 医療設備・現地調達貨物		00141-0000 医療設備・現地調達貨物	
	00142-0000 医療設備・技術提供		00142-0000 医療設備・技術提供	
※	00150-0000 廃棄物焼却及び処理設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00150-0000 廃棄物焼却及び処理設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00151-0000 廃棄物焼却及び処理設備・現地調達貨物		00151-0000 廃棄物焼却及び処理設備・現地調達貨物	
	00152-0000 廃棄物焼却及び処理設備・技術提供		00152-0000 廃棄物焼却及び処理設備・技術提供	
※	00160-0000 照明設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00160-0000 照明設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00161-0000 照明設備・現地調達貨物		00161-0000 照明設備・現地調達貨物	
	00162-0000 照明設備・技術提供		00162-0000 照明設備・技術提供	
※	00170-0000 公害防止及び防災設備・機器（仲介貨物を含む。）	※	00170-0000 公害防止及び防災設備・機器（仲介貨物を含む。）	
	00171-0000 公害防止及び防災設備・現地調達		00171-0000 公害防止及び防災設備・現地調達	
	00172-0000 貨物公害防止及び防災設備・技術提供		00172-0000 貨物公害防止及び防災設備・技術提供	

新	旧	備考
附帯別表第 1 の 3 <u>一</u>の契約を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当する<u>もの</u>（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。） 一 <u>一</u>の契約の相手方（契約の締結の相手方と当該<u>一</u>の契約に係る代金等 の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当する<u>一</u>の契約。ただし、<u>一</u>の契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（S P C）である場合を除く。 二 仕向国が国カテゴリー（日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリーに該当する<u>一</u>の契約 三 仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリーに該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>一</u>の契約（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの イ 対象部分以外の部分に係る代金等が<u>一</u>の契約の契約金額の二分の一以下かつ（金額）万円以上の<u>一</u>の契約（対象部分に係る部分に限る。） ロ 対象部分以外の部分に係る代金等が<u>一</u>の契約の契約金額の二分の一以下かつ（金額）万円未満の<u>一</u>の契約	附帯別表第 1 の 3 <u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>を締結した日から、締結した日の属する月の翌月の末日までの間のいずれかの時点において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。） 一 <u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>の相手方（<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>の締結の相手方と当該<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの）が第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>。ただし、<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（S P C）である場合を除く。 二 仕向国が国カテゴリー（日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリーに該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> 三 仕向国が国カテゴリーに該当し、かつ、支払国が国カテゴリーに該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの イ 対象部分以外の部分に係る代金等が契約金額の二分の一以下かつ（金額）万円以上の<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（当該<u>輸出契約又は仲介貿易契約のうち対象部分に係る部分に限る。</u>） ロ 対象部分以外の部分に係る代金等が契約金額の二分の一以下かつ（金額）万円未満の<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>	

新	旧	備考
附帯別表第 2（第 3 条第 1 項及び第 6 条第 2 項関係） 次の各号の<u>いずれかに該当する対象契約</u> 一 引受基準において定める基準に適合しない<u>対象契約</u> 二 前号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められる<u>対象契約</u>	附帯別表第 2（第 3 条第 1 項及び第 6 条第 2 項関係） 次の各号の<u>一に該当する輸出契約等</u> 一 引受基準に適合しない<u>輸出契約等</u> 二 前号に掲げるもののほか、取引上の危険が大であると認められる<u>輸出契約等</u>	
附帯別表第 3（第 3 条第 3 項関係） 名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされた者を代金等の支払人とする<u>対象契約</u>の場合であって代金等の決済の猶予期間が 1 年を超える<u>対象契約</u>	附帯別表第 3（第 3 条第 3 項関係） 名簿上 E M 格又は E F 格に格付けされた者を代金等の支払人とする<u>輸出契約等</u>の場合であって代金等の決済の猶予期間が 1 年を超える<u>輸出契約等</u>	
<u>附帯別表第 4</u>（第 6 条第 2 項及び第 3 項関係） 一 <u>附帯別表第 2 第 1 号に該当する対象契約であって、引受基準において保険申込みを要すると定めているもの</u> 二 <u>附帯別表第 2 第 1 号に該当する対象契約であって、前号に該当しないもの</u>		